



労働政策研究報告書 No. 140

サマリー

2012

JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training

シングルマザーの就業と経済的自立

労働政策研究・研修機構

「シングルマザーの就業と経済的自立」サマリー

執筆担当者（執筆順）

しゅう えんぴ

周 燕飛

労働政策研究・研修機構副主任研究員

マッケンジー・コリン 慶応義塾大学経済学部教授

ま きんきん

馬 欣欣

JILPT アシスタントフェロー

おおいし あきこ

大石 亜希子

千葉大学法経学部教授

あべ あや

阿部 彩

国立社会保障・人口問題研究所部長

上記以外の研究会メンバー（役職は平成23年11月現在）

うめざわ しんいち

梅澤 真一

JILPT 統括研究員

James Raymo

ウイスコンシン大学マディソン校社会学部教授

1. 研究期間

平成22－23年度

2. 調査研究の目的

本報告書は、アンケート調査の二次分析を中心に、母子世帯の経済的自立状況とその必要条件について総合的に検討したものである。

非正規就業者を中心に、働いても貧困が解消されない、慢性的貧困に陥りやすいなど、母子世帯の経済的自立には多くの壁がたちはだかっている。経済的自立を果たせた者と果たせなかった者との差がどこにあるのか。より多くの母子世帯を非自立グループから自立グループへと移行させるためには、母親がどのような職業選択を行い、どのような教育投資を行えば良いのか。また、母子世帯の経済的自立を促すためには、どのような支援が望ましいのか。本報告書は、これらの疑問の解明に挑もうとしている。

3. 分析結果の概要

経済的自立を果たせたグループと果たせなかったグループとの比較（第2章、第4～5章、第8章）を通じて分かったことは、比較的高い人的資本（短大以上の学歴、社会経験、専門

資格等）や身体的資本（年齢の若さ、健康状態等）を持つシングルマザーは、稼働能力が高いため、経済的に自立しやすい。また、同等な稼働能力を持つシングルマザーの場合には、子育て負担の低い母親は経済的に自立しやすい。したがって、母子世帯の経済的自立を促進するためには、シングルマザーの稼働能力の向上と子育て負担の軽減に向けての支援が必要不可欠である。

では、シングルマザーの稼働能力を向上させるためには、具体的にどのように支援すれば良いのであろうか。本報告書は、職業訓練、専門資格の取得、正規就業のキャリアラダーの構築、ジョブマッチング効率の改善など様々な角度から稼働能力の向上策を論じようとしている（第3章～第9章）。これらの実証研究より、看護師等の専門資格を持つ者や（第3章、第4章、第8章）、就業履歴において正社員就業を継続してきた者（第5章）、国の職業能力開発支援を利用した者（第9章）等は、その比較相手と比べて平均的に高い稼働能力を持っていることが分かった。こうした就業支援を充実・拡大することによって、より多くのシングルマザーが稼働能力を高めて、経済的自立に向けて一歩前進できるものと考えられる。

しかしながら、母親の就業所得の向上に頼って経済的自立を目指すことも、一定の限界がある。例えば、高年齢、低学歴または疾病等の関係で専門資格を目指すような職業訓練を受けることができないシングルマザーが大勢いる。また、多くのシングルマザー（とくに低年齢児の母親）が、子どもとの時間を大切にしたいため、フルタイム・正社員就業をそもそも希望していない（第4章）。さらに、シングルマザーはそうでない女性に比べ、家事時間と睡眠時間が既に少なく、勤労時間が長くなっている（第11章）。これ以上母親の余暇時間を犠牲にして経済的自立を目指すことは現実的ではない。

したがって、シングルマザーに必要なのは、「企業戦士型経済的自立」というよりも「ワーク・ライフ・バランス（WLB）型経済的自立」ではなかろうか。「WLB型経済的自立」を実現するためには、離別父親にきっちり養育費を支払ってもらい、国が社会保障（児童扶養手当等）や税金での所得移転を通じて母子世帯に引き続き経済支援を行うことが重要である。離別父親に養育費の追及を強めることや（第10章）、児童扶養手当の減額議論により慎重な姿勢（第2章、第5章）が、いま、行政側に求められているのではなかろうか。

各論のテーマと主要な内容は次の通りである。

「第2章 経済的自立をめぐる現状とその規定要因」（周論文）

第2章は、本報告書の分析の背景にある母子世帯の就業と経済的困窮状況をまとめ、母子世帯における経済的自立の規定要因を実証したものである。

日本のシングルマザーが驚異的な高就業率を誇っている一方、8割以上が年収300万円未満層、母子世帯の等価所得（世帯の構成員の生活水準を表すように調整した所得）は全世界帯の半分未満、「生活が大変苦しい」と感じる母子世帯が全体の半数以上を占めているなど、母子世帯を取り巻く経済環境は厳しい。

こうした厳しい経済状況にも関わらず、100%福祉頼りの「完全生活保護型」母子世帯は全体の5%未満で、大多数のシングルマザーは児童扶養手当を受給しながらも経済的自立を目指している。

そして、経済的に自立している母子世帯の特性を分析したところ、学歴、社会経験、健康状態、就業形態等の指標から判断して比較的高い稼働能力を持つ母親ほど、経済的に自立している可能性が高い。また、子ども数や末子の年齢で代表する子育て負担の重みが、母子世帯の経済的自立の妨げになっていることも分かった。一方、母子世帯の経過年数の増加に伴い、母子世帯の経済的自立度が高まっていたわけではないことも推計結果から明らかになった。

「第3章 母子世帯の貧困—就業形態の影響について—」（馬・マッケンジー論文）

第3章は、2004年～2009年慶應義塾家計パネル調査を用い、シングルマザーおよび有配偶者の母を分析対象として、①就業形態の違いが一時的貧困(1期貧困)または慢性的貧困(3期連続貧困)になる確率に与える影響、②就業形態を選択する際の決定要因、および③就業形態別賃金構造に関する実証分析を行った。主な結論は、以下の通りである。

第1に、一時的貧困やワーキングプア問題はシングルマザーの方がより顕著であることがわかった。具体的には、(1)一時的貧困になる確率はシングルマザーの方が有配偶者の母に比べて55.0～55.4%高い、(2)シングルマザーの内部では、一時的貧困になる確率は、非正規就業者、無業者の方が正規就業者よりもそれぞれ3.9～20.1%（非正規就業者）、2.3～9.8%（無業者）高い。一方、有配偶者の母のグループでは、一時的貧困になる確率は、非正規就業者、無業者の方が正規就業者よりそれぞれ5.9～7.2%（非正規就業者）、5.8～7.4%（無業者）高い。

第2に、シングルマザーがより慢性的貧困に陥りやすいことや非正規就業者の慢性的貧困率が母子世帯のグループでより顕著であることが分かった。具体的には、(1)慢性的貧困になる確率は、シングルマザーが有配偶者の母に比べて47.8%高い。(2)シングルマザーのグループでは、慢性的貧困になる確率は、非正規就業者の方が正規就業者より15.9%高い(10%水準で統計的に有意)。一方、有配偶者の母のグループでは、慢性的貧困になる確率は、非正規就業者、無業者の方が正規就業者よりもそれぞれ0.9%（非正規就業者）、0.5%（無業者）高い。

第3に、他の条件が一定であれば、有配偶者の母に比べてシングルマザーの方が、正規就業者または非正規就業者になる確率が高いことが確認された。また、シングルマザーが就業形態を選択するに当たっての要因としては、(1)非健康者に比べ、健康者の場合には、正規就業者または非正規就業者（比較グループ：非就業）になる確率が高いこと、(2)子育てはシングルマザーが正規就業または非正規就業するに当たっての阻害要因であること、が示された。

第4に、賃金構造については、人的資本など他の条件が一定であれば、シングルマザーと有配偶者の母における賃金水準の差異は統計的に有意ではない。ただし、有配偶者の母に比

べ、シングルマザーは低賃金の仕事に就いており、賃金水準が年齢や人的資本の上昇とともに上昇しない問題が存在することをうかがわせる。

「第4章 正社員就業がなぜ希望されないのか」(周論文)

第4章は、JILPTのアンケート調査(2005、2006、2007年)を用いて、シングルマザーの正社員就業問題を分析した。筆者がとくに着目したのは、半数以上のシングルマザーが、そもそも正社員就業を希望しないという事実である。シングルマザーが、少なくとも当面の間、正社員就業を諦めざるを得ない理由として、「資格・能力不足仮説」、「育児制約仮説」および「非勤労収入仮説」が提示された。実証分析の結果、そのいずれの仮説も、一定程度の説明力を持つことが分かった。

具体的には、(1)学校教育年数の短い人、年齢の高い人、親と同居していない人、非勤労収入の高い人ほど、正社員就業を希望する確率が低いこと、(2)末子の年齢が15歳以上の人は正社員就業希望を持ちやすいものの、末子の年齢が6-14歳の方は、逆に正社員就業の希望を持ちにくいこと、(3)他の諸条件が同じ場合でも、シングルマザーは一般女性や既婚女性よりも正社員就業を強く希望しており、またそうした差異は、末子が3歳以上でより強くなっていること等が分かった。

また、正社員就業希望を持つ者だけを対象に、正社員になっている人となっていない人との違いも分析した。その結果は、学校教育年数の長い人、初職の正社員経験を持つ人等が正社員になりやすいというものである。また、看護師、准看護師、調理師、介護福祉士、簿記といった専門資格の保有も、正社員就業の確率を高めていることがわかった。

「第5章 母子世帯になる前の就労状況が現在の貧困とセーフティネットからの脱落に及ぼす影響について」(大石論文)

第5章では、ライフコースの各局面や現在の正規・非正規就業状態が、現時点での母子世帯の貧困と社会保険からの脱落にどのような影響を及ぼしているかについて、JIL2001年、JILPT2007年調査の個票データに基づき分析を行った。主な結果は下記の通りである。

第1に、過去の就業履歴や個人・世帯属性をコントロールした上でも、公的機関の提供する就労支援策を利用したり資格を取得したりすることは現時点での正規雇用確率を引き上げる効果を持っており、また、現時点で正規雇用についていることが貧困リスクの回避につながっている。ただし、高等技能訓練促進費事業利用は正規雇用確率を有意に引き上げているが、自立支援教育訓練給付金事業については有意な影響が観察されていない。また、2001年の分析では、母子世帯になる前に取得している資格は、母子世帯になった後の正規雇用確率には有意な影響を及ぼしていない。

第2に、母子世帯になってからの年数は、2001年の分析では貧困リスクを引き下げる要因となっていたが、2007年の分析ではそうした効果が観察されなくなっている。2007年で

は、母子世帯になってから年数が経つと正規就業に就く確率は上昇するが、その就業状態をコントロールした上では、経過年数が貧困リスクを軽減する効果は観察されない。また、2001年の分析では母子世帯になってから年数が経つと公的年金加入確率が上昇する傾向が見られたが、2007年にはそうした効果もなくなっている。すなわち、母子世帯になってからの年数がセーフティネットからの脱落を防止する効果が、近年は観察されないことを意味する。

第3に、養育費の受給は貧困リスクを有意に引き下げている。

第4に、世帯規模による収入の差を調整した後でも、子ども数が多いことは貧困リスクを有意に高めている。

第5に、初職は母子世帯の就業状態に有意な影響を与えていない。その一方で、初職が正規雇用であることは、貧困リスクの回避には有意な影響を及ぼしている。

「第6章 就業と自立に向けての奮闘：事例報告」（周論文）

シングルマザーにとって、経済的自立への道は決して平坦なものではない。また、経済的自立を果たす方法や道のりも、人によってさまざまである。第6章では、5人の母親の就業と自立に向けての奮闘を紹介することで、経済的自立を果たすためのヒントを得ようと思う。

事例1—専門資格を生かした自立の道

事例2—労働組合の組織力を借りて正社員転換に成功

事例3—持ち味の明るさと粘り強さで事務職正社員に就職

事例4—無料講習会を受けて事務職正社員採用に成功

事例5—在宅ワークで自立を目指す

事例1を除いて、他の4人は全員児童扶養手当を受けている。ほとんどの母子世帯にとって、仕事から得られる稼働所得だけでは足りなくて、児童扶養手当に頼らざるを得ないのが現実だ。母親の就業収入のみで完全なる経済的自立を果たすには、本人の努力とやる気のほか、多くの条件が必要となる。行政側には、これらの条件が満たされるように労働環境の整備が求められている。

「第7章 国と自治体による就業支援」（周論文）

第7章では、国と自治体が母子世帯向けに行ってきた様々な就業支援を整理・概観してみた。具体的には、①雇用開発助成金等の「就業機会の増大策」、②高等技能訓練促進費等の「職業能力開発策」、および③母子自立支援プログラム等の「ジョブサーチ支援策」について、それぞれの支援制度の中身、役割と期待される効果を論じている。

「就業機会の増大策」のほとんどは、「置き換え型」の需要刺激策である。全体の求人需要を一つのパイだとすれば、これらの政策は、パイ全体の大きさが変わらない中、シングルマザーになるべく多くの分け前が行き渡るようにパイの分配方法を変えることになる。シン

グルマザーの就業機会が増加する分、他の労働者（主に有配偶女性等）の就業機会が減少する可能性がある。

「ジョブサーチ支援策」は、①求職者のサーチコストの軽減、②求職期間の短縮、及び③職のマッチング度の向上を狙ったものである。問題は、政策効果の測定がなかなか難しいことである。例えば、「母子自立支援プログラム」の場合には、2009年度の対象者の61.7%が就業しており、うち38.8%が常勤就業というデータがあるものの、これを持って事業の効果が低い（または高い）と結論づけることはできない。なぜならば、このプログラムを利用しなかった場合の就業実績と比較することができないからである。

一方の「職業能力開発策」は、シングルマザーの労働生産性を高めることで、母子世帯の収入増加を狙えるほか、国全体の潜在成長率を高めることや、新たな雇用が生まれること等の波及効果も期待できる。シングルマザーの多くが「情報の欠如」（どこで何の訓練を受ければよいか分からない）と「流動性制約」（訓練資金を調達できない）に直面しているため、国が提供する職業能力開発施策は、重要な役割を果たしている。

「第8章 職業能力開発支援政策とシングルマザーの就業行動－専門資格取得の影響について－」（馬論文）

第8章では、専門資格の取得とシングルマザーの就業行動について、シングルマザーに対する2つのアンケート調査（2001年、2007年）の個票データを用いて実証分析を行った。主な分析結果およびその政策インプリケーションは以下の通りである。

第1に、全体として、専門資格を持つことはシングルマザーの就業にプラスの影響を与える傾向が明確に見て取れる。とくに専門資格を取得していなかったグループに比べ、看護師、教員、簿記の専門資格を取得していたグループにおいては、シングルマザーの就業確率が高いことが確認された。

第2に、専門資格の種類によって資格取得が賃金に与える影響は異なるが、専門資格を取得していなかったグループに比べ、看護師（2001年）、調理師（2001年）、理・美容師（2007年）の資格を取得していたグループにおいては賃金が高くなる傾向がある。

一方、資格を取得していなかったグループに比べ、ホームヘルパー（2007年）、パソコン（2007年）資格を取得したグループにおいては賃金が低いことが明らかになった。これは、これらの専門資格を取得した者の大多数が非正規就業者として就業し、低賃金しか獲得できないためだと考えられる。

第3に、教育水準が高くなるほど、専門資格取得の確率は高くなることが確認された。このことは、逆に低学歴のシングルマザーの場合には、専門資格取得の可能性が低いことを示している。この理由としては、低学歴のシングルマザーの場合、専門資格を取得する意欲が相対的に低いだけでなく、専門資格の取得に学歴の壁があることも考えられる。

「第9章 公的就業支援はどこまで有効か」(周論文)

第9章は、シングルマザー向けの3つの就業支援事業(高等技能訓練促進費制度、自立支援教育訓練給付金制度および母子自立支援プログラム策定事業)について、その認知度、利用状況および就業効果を統計的に検証したものである。検証に用いたデータは、JILPT2007年調査の個票である。

調査時点においては、3事業の認知度と利用状況がともに低い水準にあることが分かった。ほとんどの事業は2003年4月以降に導入されたもので、事業の宣伝・周知が足りなかったことが主因だと考えられる。実際、「事業を知らない」ことが原因で事業の利用に至らなかったケースが全体の57.3%~78.0%を占めており、制度の周知徹底は大きな課題であることが明らかになった。

事業への認知がとくに遅れているのは、高年齢や低学歴の母親、子ども数が多い等子育て負担の重い母親である。こうした母親の特徴は、事業(とくに高等技能訓練促進費制度、自立支援教育訓練給付金制度について)の利用確率の低い母親にも概ねそのまま当てはまる。

3事業のうち、「高等技能訓練促進費」については、利用者の正社員への就業移動に積極的な効果があることが確認できている。一方の「教育訓練給付金」と「母子自立支援プログラム策定」においては、そのような効果が確認できていない。

「第10章 養育費の徴収に秘策があるのか」(周論文)

第10章は、母子世帯の経済的自立に大きく関わる養育費について、その問題の所在、原因と解決方法について論じたものである。

養育費にまつわる現実の厳しさを二組の数字で集約することができる:19.0%と4.2万円。前者は、2006年現在の離婚母子世帯の養育費受取率であり、後者は、養育費の平均受取金額である。「極端に低い受取率」と「子どもの養育コストと大きくかけ離れる受取額」が養育費における最大の課題といえる。

養育費の受取率が低いことの理由として、(1)「協議離婚」を主とする離婚慣行、(2)養育費不払いに対する法的措置の欠如、および(3)父親との絶縁・敵対関係の継続が指摘されている。そのために、①協議離婚に「養育費に関する合意書」の提出を義務化する制度など、債務名義文書の確保策、②養育費不払いに対する罰則の強化、③父親との絶縁・敵対関係の解消策、④養育費徴収の第三者機関の設立等の対策を講じる必要がある。また、母親の回収できない養育費債権について、専門機関に買い取ってもらえるようにすべきであると筆者は考える。

さらに、これまでに謎に包まれている離別父親の経済状況や個人属性、それが養育費の支払いに与える影響についても、統計的に検証してみた。その結果、離別父親の経済状況が一般世帯主より悪いものの、8割程度の離別父親が養育費の支払い能力を持っていることが分かった。支払能力があるにも関わらず、養育費を支払っていない離別父親が相当の割合で存

在している。

養育費の受取確率が父親の収入階層の上昇とともに高まる傾向にある。しかし、受取金額の多寡は父親の収入階層との関連性が弱い。その中でも、弁護士経由の離婚事案の方が、離別父親の収入階層が養育費決定額に顕著な影響を与えており、協議離婚よりも調停・裁判離婚の方が金額の面でより有利な決着になることが示唆される。そのほか、決定方法が簡易算定表に基づく場合に、養育費の決定確率が上昇するものの、決定額は逆に低下することも明らかになった。

「第 11 章 時間の貧困：ジェンダーと社会経済階級と時間格差」（阿部論文）

第 11 章では、JILPT「就業・社会参加に関する調査」（2006 年）を用いて、自由時間を規定する要因を分析した。分析から得られた知見をまとめると以下となる。

まず、日本のデータにおいても、自由時間の男女格差は顕著に確認することができ、その差は主に育児中の女性とそれ以外の男女との差として現れる。

次に、自由時間については、アメリカの先行研究と同様に社会経済階層によって影響されていることが示唆される。世帯所得は、女性において、所得が高くなると自由時間が「まったくくない」とする確率が上がるものの、フルタイムの就労をしている女性については、それを緩和する機能が見られる。

最後に、末子の年齢や、就労状況を一定とした場合に、シングルマザーは、そうでない女性に比べて家事時間と睡眠時間が少なく、勤労時間が長い。特に、睡眠時間については、シングルマザーであることに加え、子どもがあること（6-19 歳のみ）、フルタイムで就労していることなどの睡眠時間を減少させる要因が加わることによって、健康を保つために十分な睡眠時間が得られているかどうか懸念される。

さらに、シングルマザーは「自由時間がまったくくない」とする確率が、末子年齢などをコントロールしても高くなっている。しかし、就労ステータスをコントロールすると、この影響は有意でなくなるので、これは、シングルマザーがより多く働いていることに起因すると考えられる。

報告書構成（目次）

第1章 「働いているのに貧困」から「経済的自立」へ

- 第1節 有業母子世帯の貧困率は、OECD30カ国中最高
- 第2節 生活保護に頼ることの危険性
- 第3節 経済的自立に必要なもの
- 第4節 就業の視点による検討
- 第5節 何を持って経済的自立と判断するか
- 第6節 本報告書の構成
- 第7節 知見の集約：経済的自立に向けて
- Q&A①—母子世帯の定義がなぜバラバラなの？

第2章 経済的自立をめぐる現状とのその規定要因

- 第1節 シングルマザーの就業と経済状況
- 第2節 生活保護や児童扶養手当への依存度
- 第3節 実証分析：経済的に自立している母子世帯の特性
- 第4節 おわりに—仕事と育児と余暇のバランスを図る
- Q&A②—日本全国で母子世帯はどれくらいいるの？

第3章 母子世帯の貧困—就業形態の影響について

- 第1節 はじめに
- 第2節 データから観察されたシングルマザーの就業形態と貧困の関係
- 第3節 先行研究のサーベイ
- 第4節 計量分析の方法
- 第5節 計量分析の結果
- 第6節 結論と政策的示唆

第4章 正社員就業がなぜ希望されないのか

- 第1節 はじめに
- 第2節 正社員就業が希望されない理由—3つの仮説
- 第3節 本研究の意義とオリジナリティ
- 第4節 データと記述統計
- 第5節 母親の正社員就業希望を低める要因
- 第6節 シングルマザーと有配偶女性との違い
- 第7節 生活保護と正社員就業意欲
- 第8節 正社員就業の希望を果たすための条件とは
- 第9節 結びにかえて—これから求められる就業支援
- Q&A③—諸外国に比べ、日本の母子世帯は多い方なの？

第5章 母子世帯になる前の就労状況が現在の貧困

とセーフティネットからの脱落に及ぼす影響について

- 第1節 はじめに
- 第2節 分析モデル
- 第3節 シングルマザーの就業移動の実情
- 第4節 推定結果
- 第5節 まとめと考察

第6章 就業と自立に向けての奮闘：事例報告

- 第1節 事例報告の意義
 - 第2節 自立への道は、十人十色
 - 第3節 児童扶養手当と養育費
 - 第4節 結びにかけて—どこまで自立を求めるか
- Q&A④—母子世帯になった理由は何なの？

第7章 国と自治体による就業支援

- 第1節 就業支援の3大ツール
 - 第2節 それぞれの就業支援ツールをどう評価すべきか
 - 第3節 在宅就業支援をめぐる新たな動き
 - 第4節 おわりに—支援情報の周知徹底
- Q&A⑤—離婚は本当に増えているの？

第8章 職業能力開発支援政策とシングルマザーの就業行動

—専門資格取得の影響について—

- 第1節 はじめに
- 第2節 データから観察されたシングルマザーの就業状況
- 第3節 先行研究のサーベイと仮説の設定
- 第4節 計量分析の方法
- 第5節 計量分析の結果
- 第6節 結論と政策的示唆

第9章 公的就业支援はどこまで有効か

- 第1節 本章のねらい
 - 第2節 公的就业支援の認知度と利用状況
 - 第3節 どのような母親が支援制度をよく知り、よく利用しているのか
 - 第4節 事業の利用は、母親の「仕事力」を高めているか
 - 第5節 おわりに
- Q&A⑥—なぜ父子世帯はあまり増えないの？

第10章 養育費の徴収に秘策があるのか

第1節 養育費のどこか問題なのか

第2節 なぜ養育費の受取率が低いのか

第3節 養育費の徴収に秘策があるのか

第4節 養育費不払いから母子世帯を守る最終手段

第5節 実証分析：離別父親の支払い能力と養育費の関係

第6節 終わりに—父親の扶養責任をどこまで追及して良いのか

Q&A⑦—シングルマザーの平均像はどのようなもの？

第11章 時間の貧困：ジェンダーと社会経済階級と時間格差

第1節 問題意識

第2節 先行研究

第3節 データ

第4節 自由時間のジェンダー格差

第5節 自由時間と社会階層（SES）

第6節 考察

主要参考文献

阿部彩(2008)『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波新書

阿部彩・大石亜希子(2005)「母子世帯の経済状況と社会保障」『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会 pp.143-161.

篠塚英子(1992)「母子世帯の貧困をめぐる問題」『日本経済研究』、No.22、77-118

中園桐代(2008)「母子世帯の母親の「自立」と労働—北海道K市を事例として—」『賃金と社会保障』2008年5月上旬号に掲載予定

JIL=日本労働研究機構(2003)『母子世帯の母への就業支援に関する研究』日本労働研究機構調査研究報告書 No.156

JILPT=労働政策研究・研修機構(2008)『母子家庭の母への就業支援に関する研究』労働政策研究報告書 No.101

労働政策研究報告書 No.140 サマリー
シングルマザーの就業と経済的自立

発行年月日 2012年1月17日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

(販売) 研究調整部成果普及課 TEL:03-5903-6263

FAX:03-5903-6115

印刷・製本 富士プリント株式会社

©2012JILPT

* 労働政策研究報告書全文はホームページで提供しております。

(URL:<http://www.jil.go.jp/>)